

礼記注疏訳注稿（一）—冠義第四十三（全）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三經注疏の礼記冠義第四十三に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を用いたが、足利本等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 疏については適宜分割して経、注の後に割り当て、底本における葉数・表裏・行数を各疏の冒頭に示した。
- 四 十三經注疏からの引用については、「阮刻十三經注疏本」の巻葉数を 1-2a3（一卷二葉表三行）、4-5b6（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

冠義第四十三

【疏】（一葉表二行）正義曰①、案鄭目錄云、名曰冠義者、以其記冠禮成人之義。此於別録屬吉事。但冠禮起早晚、書傳既無正文。案略說稱、周公對成王云、古人冒而句領。注云、古人謂三皇時。以

冒覆頭、句領繞頸。至黃帝時、則有冕也。故世本云、黃帝造火食施
②冕。是冕起於黃帝也。但黃帝以前、則以羽皮爲之冠。黃帝以後、乃用布帛。

①底本は「冠義曰」に作る。常盤井賢十『宋本礼記校記』（東方文化学院京都研究所研究報告第十一冊、一九三七年、以下『宋本校記』と省略）の足利本・景潘本に従い改める。

②底本は「旒」に作る。『宋本校記』の足利本・景潘本に従い改める。

〔書き下し文〕

正義に曰く、案ずるに『鄭目錄』に云ふ、「名づけて冠義と曰ふは、其の冠礼成人の義を記すを以てなり。此れ『別録』に於て吉事に属す①」と。但、冠礼起ころの早晚、『書伝』既に正文無し②。案ずるに（『尚書大伝』略説に称すらく、「周公、成王に對へて云ふ、古人冒して領を句（ま）ぐ」と③。注に云ふ、「古人は三皇の時を謂ふ。冒を以て頭を覆ひ、領を句げて頸に繞らす」④と。黃帝の時に至りて、則ち冕有るなり。故に『世本』に云ふ、「黃帝火食・旒

・冕を造（はじ）む」と⑤。是れ冕、黄帝に起こるなり。但だ黄帝以前は、則ち羽皮を以て之が冠を為り、黄帝以後、乃ち布帛を用ふるなり⑥。

①『別録』では冠義第四十三以下、聘義第四十八までを「吉事」に属させている。

②正義での「書傳」は通常『尚書大伝』を指すので、ここでも書名として解したが、あるいは一般に書籍の義で用いているのかも知れない。ちなみに『十三經注疏整理本礼記正義』（北京大学出版社、二〇〇〇年、以下『北京本』と省略）、『十三經注疏分段標点礼記注疏』（新文豐出版公司、二〇〇一年、以下『台湾本』と省略）は書名として標点していない。なお、公侯の冠礼の開始については、『儀礼』土冠記3:13bおよび『礼記』郊特牲26:15bに「公侯之有冠禮也、夏之末造也」と記されているが、前者の鄭注12:9に「自夏初以上、諸侯雖父死子繼、年未滿五十者、亦服土服、行士禮」とあるように、これは士礼を用いることを廢して公侯用の冠礼を制したことの開始について言う。なお公侯の冠礼の規定は『大戴礼記』公冠篇に見えている。

③『通德遺書所見録』の『尚書大伝』略説では『北堂書鈔』卷一二七衣冠部上冠一引くにより「成王問周公曰、舜之冠何如焉。周公曰、古之人有冒皮而句領」に作る。同書はまた『荀子』哀公篇楊倞注引くでは「古之人、衣上有冒皮而句領者」に作ることを指摘する。

④『通德遺書所見録』の『尚書大伝』略説では『荀子』哀公

篇楊倞注引くにより「古之人、謂三皇時也。冒、覆頭也。句領、繞頸也」に作る。

⑤諸家は『世本』作篇の文とする（『世本八種』参照）。『春秋左氏伝』桓公二年伝疏5:963および『論語』衛靈公疏15:525引く『世本』では「黄帝作冕」に作り、宋仲子の語として「冕、冠之有旒者」を引くのに対し、『太平御覽』卷六八六服章部三冕引くでは「黄帝作旒冕」に作つて、宋均注「通帛為旒。冕、冠之有旒」を引いている。この「旒」と「旒」について、雷学淇は『広韻』下平声仙韻旒字、『御覽』卷三四〇兵部七十一旒引く『世本』に「黄帝作旒」とあることから、「旒（はた）」と「冕」は二物であるとして、『左伝』疏を根拠に『御覽』卷六八六の「冕、冠之有旒」の「旒」は「旒（たまだれ）」の誤りであり、「宋均」は「宋仲子」を誤ったものであるとし、『儀礼』土冠礼疏2:388引く「黄帝作旒冕」の「旒」も衍字であるとする。ここでは雷氏の説に従う。なお、『春秋左氏伝』昭公二十五年伝疏5:1168では「世本云、胡曹作冕。注云、胡曹、黄帝臣也」としており、黄帝の臣下である胡曹が冕を作ったことになっている。

⑥黄帝以前に皮を冠の材質としていたことについては、『儀礼』土冠礼注2:383に「皮弁者、以白鹿皮爲冠、象上古也」とあるのに拠るか。その疏387では「云皮弁者、以白鹿皮爲冠、象上古也者、謂三皇時、冒覆頭、句領繞頸。至黄帝則有冕」と言う。羽については未詳。なお、『通典』卷五七礼十七もまた「上古衣毛帽皮、後代聖人見鳥獸冠角、乃作冠纓。黄帝造火

食旒冕、始用布帛。（自注…冕、冠之有旒。）^①と云う（この自注よりすれば、『通典』の「黄帝造火食旒冕」の「旒」もまた「旒」に改めるべきであろう）。

〔現代語訳〕

正義に曰く、案ずるに鄭玄『三礼目錄』では、「冠義」と名づけたのは、これが冠礼によって成人となることの意義を解説したものである。この篇は劉向『別録』では吉事に属している^②と云っている。ただし、冠礼がいつ始まったかについては、『尚書大伝』にもはや記録されていない。案ずるに（『尚書大伝』略説では「周公が成王に、古人は襟を曲げて（冠のかわりにして）いた、と答えた」とあり。その（鄭玄の）注に「ここでの「古人」は三皇の時を言う。かぶりもので頭を覆い、襟を曲げて頸にめぐらせて（冠のかわりにして）いた」とある。（やがて）黄帝の時になって、冕が作られた。だから『世本』に「黄帝が火で煮炊きすることと旒（はた）と冕とを創めたのだ」とある。これは、冕が黄帝の時に作られたことを言うのだ。ただし、（これは冠が黄帝以前に無かったという意味ではなく）黄帝以前には、（鳥の）羽や（獣の）皮で冠を作り、黄帝以後になって、ようやく布地を使うようになったということだ。

【疏】（一葉表五行） 其冠之年、即天子諸侯、十二而冠。故襄九年左傳云、國君十五而生子、冠而生子、禮也。又云、一星終也。是十二年、歲星一終。案文王十五而生武王、尚有兄伯邑考。金縢云、王與大夫盡弁。時成王十五而著弁、則成王已冠矣。是天子十二而冠、與諸侯同。又祭法云、王下祭殤五。若不早冠、何因下祭五等之殤。

〔書き下し文〕

其の冠するの年、即ち天子諸侯は、十二にして冠す。故に襄九年『左傳』30:31bに云ふ、「國君十五にして子を生み、冠して子を生むは、礼なり」と。又た云ふ、「一星終るなり」と。是れ十二年、歲星一終す^①。案ずるに文王は十五にして武王を生みしに、尚ほ兄の伯邑考有り^②。（『尚書』金縢 13:12bに云ふ、「王と大夫と尽く弁す」と^③。時に成王十五にして弁を著くれば、則ち成王已に冠せり^④。是れ天子十二にして冠すること、諸侯と同じ。又た〔礼記〕祭法 46:14aに云ふ、「王は下（しも）殤を祭ること五」と。若し早く冠せざれば、何に因りて五等の殤を下祭せん^⑤。

①『春秋左氏伝』襄公九年伝 30:31bに「晉侯）問（襄）公年。季武子對曰、會于沙隨之歲寡君以生。晉侯曰、十二年矣、是謂一終、一星終也」とあり、その注 30:31bに「歲星十二歳而一周天」とある。なお天子が十二歳で冠することについては、『通典』卷五六嘉礼一「天子加元服」の「周制、文王年十二而冠」注引く許慎『五經異義』の「春秋左氏傳説、歲星爲年紀十二而一周於天、天道備、故人君子十二可以冠。自夏殷天子皆十二而冠」も参照。

②『詩』召南・標有梅疏 1:52a引く『五經異義』に「礼文王世子曰、文王十五生武王、武王有兄伯邑考」とあり、幽譜疏 8:136b引く『大戴礼記』文王世子篇に「文王十三生伯邑考、十五生武王」とある（大雅・大明疏 16:24aにも同文あり）。また、『礼記』檀弓上篇 6:1bに適長子を立てなかつた例として「昔者文王舍伯邑考而立武王」が示されている。

③『尚書』金縢偽孔伝 13-1234 に「皮弁、質服、以應天」とあるが、『尚書』鄭注（下注参照）に従い「爵弁」と解する。

④『春秋穀梁伝』文公十二年疏 11-528 引く『尚書』金縢鄭注に「天子諸侯十二而冠、成王此年十五、於禮已冠而爵弁者、承天變、故降服也」とある。この成王の歳については穀梁注 11469 に「譙周曰」書稱成王十五而冠、著在金縢」とあり、

その疏 529、524 で考証がなされている。この譙周説については、『通典』卷五六嘉礼一「天子加元服」の「成王十五而冠」注に譙周『五經然否論』の語として見えており、『通典』のこの部分もまた成王の歳についての考証を加えている。

⑤祭法篇では直下に「適子、適孫、適曾、適玄孫、適來孫」の五等の瘍が示されている。冠して成人とならなければ子を儲けられないから、早く冠さなければ五代下の「適來孫」の瘍を祭ることができないとする論である。

〔現代語訳〕

冠する年齢については、天子諸侯は十二歳で冠する。だから、『左伝』襄公九年伝に「国君が十五歳で子を生み、冠して（後に）子を生むのは、礼にならなっている」とある。また同所に（これから冠する襄公の年齢に関して）「星が一巡することだ」とあるのは、十二年のことで、木星が天をめぐる周期だ。案ずるに文王は十五歳で武王を生んだが、（この時）さらに（武王の）兄の伯邑考がいた（よって冠したのは十五歳を相応に遡るはずだ）。（また『尚書』の）金縢篇に「王（成王）と大夫とみな（爵）弁をつけて」とある。この時、成王は十五歳で、弁を着けていたのであるから、成王はす

に冠していたのだ。これが天子は十二歳で冠するということであり、（その冠する年齢は）諸侯と同じなのだ。また（『礼記』祭法篇に、「王は子以下五代の若死にした者を祭る」とあるが、もし早く冠して（早く子を儲けるの）でなければ、どうして子以下五代の若死にした者を祭れようか。

【疏】（一葉表八行） 大夫冠之年幾無文。案喪服大夫爲昆弟之長瘍。大夫既爲昆弟長瘍、則不二十始冠也。其士則二十而冠也。曲禮云、二十曰弱、冠、是也。其天子之子、亦早冠。所以祭瘍有五。其諸侯之子、皆二十冠也。故下檀弓云、君之適長瘍、及大夫之適長瘍、是也。

〔書き下し文〕

大夫冠するの年、幾ど文無し。案ずるに喪服に「大夫、昆弟の長瘍の爲にす」と。大夫既に昆弟の長瘍の爲にすれば、則ち二十にして始めて冠するにはあらざるなり①。其の士は則ち二十にして冠す。（『礼記』曲礼（上） 11-10に云ふ、「二十を弱と曰ひ、冠す」と、是れなり。其の天子の子も、亦た早く冠す。瘍を祭るに五有る所以なり②。其の諸侯の子、皆二十にして冠す。故に（『礼記』）下檀弓 9-1a に云ふ、「君の適長瘍」、及び「大夫の適長瘍」と③、是れなり。

①『儀礼』喪服 31-15b に「大功布衰裳、牡麻絰、無受者」大夫爲適子之長瘍中瘍」とある。喪服伝 31-14a によれば亡くなる年が十九より十六に至るものが「長瘍」であるから、兄弟特に兄の「長瘍」した者の喪に服すためには二十歳以前に成

人していなければならぬはずだとする論である。

②天子自身のみならずその子孫も早く成人しなければ、五代下の殤を祭ることができないとする論である。

③「君之適長殤、車三乘。……大夫之適長殤、車一乘」と送喪の遣車の数を示す部分。『儀礼』喪服注 31-13b10に「殤者、男女未冠笄而死可殤者」とあるように、冠して後は「殤」とはされないから、「適長殤」が存在するためには諸侯・大夫の子の冠は十六から十九よりも後でなければならなくなる。

〔現代語訳〕

大夫が冠する年齢については、（経伝に）ほとんど明文が残されていない。案ずるに（『儀礼』喪服に「大夫は、兄弟の長殤した者のために（大功の喪に服）する」とある。大夫は兄弟の長殤した者のために（喪に服）するのであれば、二十歳ではじめて冠するといふわけではないのだ。士は二十歳で冠するが、『礼記』曲礼（上）に、「二十歳を『弱』と呼び、（この歳に）冠する」と言うのが、これだ。天子の子（であっていまだ即位していない者）もまた、早く冠するのだ。だから五代下の若死にしたものを祭れるわけだ。諸侯の子（であっていまだ即位していない者）は、みな二十歳で冠するのだ。だから、『礼記』檀弓下篇に、「君主の嫡子の長殤せし者」および「大夫の嫡子の長殤せし者」とあるのが、これだ。

【經】凡人之所以爲人者、禮義也。禮義之始、在於正容體、齊顔色、順辭令。

〔書き下し文〕

凡そ人の人たる所以の者は、礼義なり。礼義の始めは、容体を正し、顔色を斉（ととの）へ、辞令を順にするに在り。

〔現代語訳〕

およそ人を人たらしめている根拠は、礼義にあるのだ。その礼義の始めは、身（からだ）容（かたち）を正しくし、顔付きを整えて、言葉を素直にすることにある

【注】言人爲禮、以此三者爲始。

〔書き下し文〕

人の礼を爲すは、此の三者を以て始めと爲すを言ふ。

〔現代語訳〕

人が礼を行うには、この三者から始めるといふことだ。

【疏】（二葉裏八行） ○正義曰、此一節明人之所以相叙加冠之事。

從始至終、各隨文解之。○凡人之所以爲人者、禮義也者、言人之所以得異於禽獸者、以其行禮義也。禮義之事、終身行之。○禮義之始、在於正容體、齊顔色、順辭令者、言欲一世行禮之始、先須正容體、齊顔色、順辭令爲初①也。然後可以正君臣、親父子、和長幼。

①底本は「先」に作る。『宋本校記』の足利本・景潘本に従い改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、人の相ひ叙して冠を加ふる所以の事を明らかにす①。始めより終りに至るまで、各おの文に随ひて之を解す。

○「凡そ人の人たる所以の者は、礼義なり」とは、言ふところは、

人の得て禽獸に異なる所以の者は、其の礼義を行ふを以てなり。礼義の事は、身を終ふるまで之を行ふ。○「礼義の始めは、容体を正し、顔色を斉へ、辞令を順にするに在り」とは、言ふところは、一世礼を行はんと欲するの始めは、先ず須く容体を正し、顔色を斉へ、辞令を順にするを初めとなすべし。然る後に以て君臣を正し、父子を親しくし、長幼を和するべし。

①不明。かりにこのように訓読しておく。下文の「各隨文解之」は正義の常套句であるが、その前に「從始至終」が付けられる例は他になく、下の昏義篇の冒頭部の正義の「*トヨク*」が「正義曰、此一節總明昏禮之義、而拜迎於門外、揖讓而升、自從始至終」となっていることよりすれば、あるいは「從始至終」句は「敘加冠之事」に続くものであつて、「相」字の前後に脱文があるか。

〔現代語訳〕

正義に曰く、この一節は、……（不明）……。〔篇の〕最初から終わりまで、それぞれ文に随つて解説をしていく。○「およそ人を人たらしめている根拠は、礼義にあるのだ」とは、人が禽獸から区分され得る根拠とは、その礼義を行う点にあるということを言うのだ。礼義のことは、生涯行われなければならぬ。○「礼義の始めは、容体を正しくし、顔付きを整えて、言葉を素直にすることにあり」とは、生涯にわたつて礼を行おうとするに際して、まず身容を正しくし、顔付きを整えて、言葉を素直にすることから始めなければならぬということだ。そうであつて後に、君臣の關係を正し、父子を親密にさせ、長幼を和合させることができるのだ。

【經】容體正、顔色齊、辭令順、而后禮義備、以正君臣、親父子、和長幼。

〔書き下し文〕

容体正しく、顔色斉ひ、辞令順にして、而る後に礼義備はり、以て君臣を正し、父子を親しくし、長幼を和す。

〔現代語訳〕

身容が正しく、顔付きが整い、言葉が素直であつて、その後に礼義が整備され、そうして君臣の關係を正しくし、父子を親密にさせ、長幼を和合させることができるのだ

【注】言三始既備、乃可求以三行也。

〔書き下し文〕

三始既に備はりて、乃ち求むるに三行を以てすべきを言ふなり。

〔現代語訳〕

（「容体正しく、顔色斉ひ、辞令順なり」という）三つの始めがすでに備わつて、そこではじめて（「君臣を正し、父子を親しくし、長幼を和す」という）三つの行いを求めるべきだ、ということをするのだ。

【經】君臣正、父子親、長幼和、而后禮義立。

〔書き下し文〕

君臣正しく、父子親しみ、長幼和して、而る後に礼義立つ。

〔現代語訳〕

君臣の關係が正しくなり、父子が親密となり、長幼が和合して、その後には礼義が完成するのだ。

【注】立、猶成也。

〔書き下し文〕

立は猶ほ成のごとし。

〔現代語訳〕

「立」は「成る」というほどの意味。

【經】故冠而后服備、服備而后容體正、顔色齊、辭令順。

〔書き下し文〕

故より冠して後に服備はり、服備はりて後に容体正しく、顔色斉ひ、辭令順なり。

〔現代語訳〕

もとより冠礼の後に（礼を行う）服装が整備され、服装が整備されて後に、身容が正しく、顔付きが整い、言葉が素直となるのだ。

【注】言服未備者、未可求以三始也。童子之服、采衣、紒。

〔書き下し文〕

服未だ備はらざる者、未だ求むるに三始を以てすべからざるを言ふ。童子の服は、采衣、紒^①。

①『儀礼』士冠礼 28g に「將冠者采衣、紒」とあり、その注 8a8 に「采衣、未冠者所服。玉藻 30.15b 曰、『童子之節也。緇衣、

錦縁、錦紳、并紐、錦束髮、皆朱錦也。』紒、結髮。古文紒爲

結」と言う。

〔現代語訳〕

服装がまだ整備されないものには、（容体正しく、顔色斉ひ、辭令順なり）という（三つの始めを求めてはならないことを言うのだ。童子の服とは、（『儀礼』士冠礼で冠する前の者が身につけている）

「采衣（緇布の衣に朱の錦で縁取りしたもの）、紒（朱い錦での髪結い）」のこと。

【經】故曰、冠者禮之始也^①。是故古者聖王重冠。古者冠禮、筮日筮賓、所以敬冠事。敬冠事所以重禮。重禮所以爲國本也。

①王夢鷗『礼記考証』は後文「故曰、冠者禮之始也、嘉事之重者也」28g により、「禮之始也」の下に「嘉事之重者也」の一句があるべきであると、『初学記』卷十四「冠」の引用ではこの句があることを指摘する。ただし『初学記』の引用では「冠者禮之始也。嘉事之重者也。凡冠、卜日筮賓於廟、見於母、母拜之。見於兄弟、兄弟拜之。故冠而後服備、服備而後容體正、顔色齊、辭令順」となっており、冠義の文章とはかなり異なっているから、ここでは底本を改めないでおく。王氏はまた、下の昏義篇 9.10g に見える「夫禮始於冠、本於昏、重於喪祭、尊於朝聘、和於射鄉」等の語は、本来、冠義等六篇の冒頭の文字であったとし、それが錯簡で昏義篇に入ってしまったために、この部分で上に承けるものが無い形で「故曰、冠者禮之始也」と言われることになってしまっていると、傾聴すべき意見ではあるが、テキスト上の根拠がある

わけではないので、ここでは底本を改めないでおく。
 「書き下し文」

故に曰く、冠なる者は礼の始めなり。是の故に古者聖王冠を重んず。古者冠礼日を筮し①賓を筮するは、冠事を敬する所以なり②。冠事を敬するは礼を重んずる所以なり。礼を重んずるは国を為むる所以の本なり。

①『儀礼』士冠礼の冒頭 13a 「筮于廟門」以下に筮日の礼が記される。

②『儀礼』士冠礼 121a に「前期三日、筮賓、如求日之儀」とあり、その注 121b では冠義のこの部分（「古者冠禮」から「重禮所以為國本也」）が引かれている。

〔現代語訳〕

だから言うのだ、冠礼とは礼の始めである、と。だから、古の聖王は冠礼を重視したのだ。古に冠礼に際して、日取りを筮（うらな）い、（冠を加える）賓を筮したのは、冠する事を敬するがためだ。冠する事を敬するのは、礼を重んずるがためだ。礼を重んずるのは国を治めるでだての根本だ。

【注】國以禮爲本。

〔書き下し文〕

国は礼を以て本と為す。

〔現代語訳〕

国は礼を（その）根本としている。

【疏】（三葉表一行） ○古者冠禮者、此明將冠之時、筮日筮賓、重冠禮之事。又明冠禮三加其冠、以漸成人之禮。

〔書き下し文〕

「古者冠礼」とは、此れ將に冠せんとするの時、日を筮し賓を筮し、冠礼を重ずるの事を明らかにす。又た冠礼三たび其の冠を加へ、漸を以て人と成るの礼を明らかにす①。

①「又た」以下は、下の経文参照。

〔現代語訳〕

「古者冠礼」（以下の文）はこれから冠しようとするときに、日を筮い、賓を筮い、（そうすることによって）冠礼を重んずるという事を明らかにしたのだ。また、冠礼において三度冠を加えるのが、しだいに成人していく（ことを象徴する）礼であることを明らかにしたのだ。

【経】故冠於阼、以著代也。醮於客位、三加彌尊、加有成也。

〔書き下し文〕

故に阼に冠するは、以て代るを著すなり。客位に醮し、三たび加へて彌よ尊なるは、加へて成る有るなり①。

①ここに類似したものとして、『儀礼』士冠記 3-12a に「適子

冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。三加彌尊、論其志也」（阮刻本は「論」を「論」に誤る）とあり、その注に 12a3

「醮、夏殷之禮。每加於阼階、醮於客位、所以尊敬之、成其爲人也。」12a4 「彌猶益也。冠服後、加益尊。論其志者、欲其德之進也」とある。この士冠記と同文は『礼記』郊特牲 26-15a

にもあり(ただし「論」を「諭」に作る)、その注には 15a10「東序少北、近主位也。」15a10「毎加而有成人之道也。成人則益尊、醮於客位、尊之也。」15a1「冠益尊、則志益大也」とある。「加有成也」は士冠記注によれば「成る有るを加(たつと)ぶ」、郊特牲注によれば「加ふるごとくに成る有り」と読むことになるが、ここでの疏が「加有成也、謂加益有成人之事矣」と解するのに従つておく。なお、この部分が士冠記等と異なることについて、王夢陽『礼記考証』は、「醮於客位」はすでに成人となったことを示すものであるから「加有成也」と言われ、「三加彌尊」でますます尊くすることで、「其の志を諭す」のであるから、冠義篇の方が句を脱しているとす。

〔現代語訳〕

だから阼で冠するのは、(主人に)代わる(者である)ことを表わしたものだ。客位で醮し、(冠を)三度加えて(その冠を)ますます尊くしていくのは、成人としての役割が加わっていくということ(を象徴したもの)なのだ。

【疏】(三葉表二行) ○故冠於阼、以著代也者、言適子必加冠於阼、阼是主人接賓之處、今適子冠於阼階、所以著明代父之義也。○醮於客位、三加彌尊、加有成也者、若依周禮、適子醮於客位。今云醮者、或因先代夏殷之禮、醮之用酒、於客位室戶外之西。必在賓客位者、尊以成人、若賓客待之。三加、初加緇布冠、次加皮弁冠、三加爵弁冠。彌漸而尊、故云三加彌尊。加有成也、謂加益有成人之事矣。

〔書き下し文〕

○「故に阼に冠するは、以て代はるを著すなり」とは、言ふところは、適子必ず冠を阼に加ふ、阼は是れ主人賓に接するの処、今、適子阼階に冠するは、父に代るの義を著明にする所以なり。○「客位に醮し、三たび加へて彌よ尊きは、加へて成る有るなり」とは、若し周礼に依れば、適子客位に醮す。今、醮と云ふは、或は先代夏殷の礼に因り、之に醮するに酒を用ひ、客位室戶外の西に於てす。必ず賓客の位に在るは、以て人と成るを尊びて、賓客の若く之に待するなり。三加は、初め緇布の冠を加へ、次に皮弁の冠を加へ、三に爵弁の冠を加ふるなり。彌漸(しだい)にして尊し、故に「三たび加へて彌よ尊し」と云ふ。「加えて成る有り」は、加益して成人の事有るを謂ふ。

〔現代語訳〕

「だから、阼階で冠するのは、それによって代替わりを示すのだ」とは、以下のことを言う。すなわち、嫡子は必ず冠を阼階で加えられるが、阼階とは主人と賓客が接するところであり、今、嫡子が阼階で冠するのは、それによって父に代わつ(て賓客と接するようになつ)たということを明らかにしようとするものだ。○「客位で醮し、(冠を)三度加えて(その冠を)ますます尊くしていくのは、成人としての役割が加わっていくことなのだ」とは、もし周の礼に依るのであれば、嫡子は客位で醮する。いま、「醮する」と言っているのは、あるいは先代の王朝である夏殷の礼に因り、客位である室戶外の西で、酒を用いて醮する(場合がある)からである。必ず賓客の位に在(つて醮す)るのは、成人することを尊んで、賓

客のように接待するからである。「三度加える」とは、最初に緇布の冠を加え、次に皮弁の冠を加え、三に爵弁の冠を加えるということだ。(そのように) だんだんと(冠を) 尊くしていくから、「三度加えてますます尊くする」と言うのだ。「成人としての役割が加わっていく」とは、成人としての事がより加わっていくことを言うのだ。

【注】阼謂主人之北也。適子冠於阼。若不醴、則醴用酒於客位。敬而成之也。戸西爲客位。庶子冠於房戸外、又因醴焉、不代父也。冠者初加緇布冠、次加皮弁、次加爵弁、每加益尊、所以益成也。

「書き下し文」

阼は主人の北を謂ふ。適子は阼に冠す。若し醴せざれば、則ち酒を用いて客位に醴す。敬して之を成すなり。戸西を客位と爲す。庶子は房戸外に冠し、又た因りて醴するは、父に代はらざればなり。冠する者初めに緇布冠を加へ、次に皮弁を加へ、次に爵弁を加ふ①、加ふる毎に尊を益すは、成るを益す所以なり。

① 始加が緇布冠であることについては、『儀礼』土冠記 2:11a

「始加、緇布之冠也」参照。再加と三加の冠については、『儀礼』土冠礼にそれぞれ「皮弁」2:11b、「爵弁」2:12aと見えて

いる。

【現代語訳】
「阼」は主人の北(の位置)を言う。嫡子は阼で冠する。もし醴するのでなければ、酒を用いて客位で醴する。敬して(客位において)成人とするのだ。戸の西が客位である。庶子は、房戸の外で冠し、

さらにまたそれにしたがって醴するのは、父と代替わりするわけではないからである。冠するには、最初に緇布の冠を加え、次に皮弁を加え、次に爵弁を加える。加えるごとに(冠の) 尊さを増していくのは、成人としてのレベルを増さんとするがためである。

【疏】(注に対する) (三葉表五行) ○正義曰、阼謂主人之北也。

知者、案土冠禮文也。云若不醴、則醴用酒者、亦土冠禮文。以周禮之法、適子則以醴禮之、庶子則以酒醴之。若先代之禮、雖適子皆以酒醴之。其於周時、或有舊俗、行先代之禮、雖適子亦用酒醴、則因而行、不必改也。故鄭注土冠禮云、若不醴、謂國有舊俗可行、聖人用焉不改、是也。醴者、醴盡之義。故鄭注土冠禮云、酌而無酬酢曰醴、是也。

「書き下し文」

○正義に曰く、「阼は主人の北を謂ふなり」。知れるは、案ずるに土冠礼の文なり①。「若し醴せざれば、則ち醴するに酒を用ふ」と云ふは、亦た土冠礼の文なり②。周礼の法を以てすれば、適子は則ち醴を以て之に礼し、庶子は則ち酒を以て之に醴す③。先代の礼の若きは、適子と雖も皆酒を以て之に醴す。其の周時に於て、或は旧俗有りて、先代の礼を行ひ、適子と雖も亦た酒醴を用ふれば、則ち因りて行ひて、必ずしも改めず。故に鄭士冠礼に注して云ふ、「若し醴せざればとは、国に旧俗の行ふべき有らば、聖人焉(これ)を用ひて改めざるを謂ふ」と、是れなり。醴とは、醴尽の義④。故に鄭士冠礼に注して云ふ、「酌みて酬酢無きを醴と曰ふ」と、是れなり。

①『儀礼』士冠礼 29a に加冠前の主人の立ち位置として「主人升立于（東）序端」とあり、主人の贊者が加冠場所の筵を敷く位置として 29b 「主人之贊者筵于東序、少北、西面」とあることに拠るか。『礼記』郊特性注 26-15a10 には「東序少北、近主位也」とある。ただし、「案士冠禮文也」とあれば、通常、その文章が士冠礼にあることを示すから、あるいは「知者」以下に脱文があり、「案士冠禮文也」の直前には注文の「適子冠於阼（者）」が記されていたようにも思われる。

②『儀礼』士冠礼 31a に同文が見える。その注 1a3 に「若不醴、謂國有舊俗可行、聖人用焉不改。……酌而無酬酢曰醴」とある。「酌而無酬酢曰醴」は昏義 61-5a 「父親醴子而命之迎」鄭注 5b4 も同し。

③『儀礼』士冠礼 2-12b ~ 13b に賓が醴を冠者に授ける礼が記されている。庶子の場合については同 3-6b に「若庶子、則冠于房外南面、遂醴焉」とあり、その注 6b4 に「不於阼階、非代。不醴於客位、成而不尊」とある。

④王引之『経義述聞』礼記中「壹與之齊」では「醴與酬同」として、『説文』卷十四下 37b 西部「醴、飲酒盡也」および『荀子』礼論「利爵之不醴也」楊倞注「醴、盡也」を引く。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「阼は主人の北を言う」と注にあるが、そうであると分かるのは、おもうに士冠礼の文からだ。「もし醴するのでなければ、酒を用いて醴する」と言うのは、これもまた士冠礼の文だ。周の礼の作法で行うならば、嫡子の場合には醴によってこれに礼を行

い、庶子の場合には酒を用いてこれに醴を行うが、それ以前の王朝の礼では、嫡子であっても、みな酒を用いてこれに醴を行う。周の時代にあっては、あるいは旧来の風俗が残っていて、以前の王朝の礼を行って行っている場合には、嫡子であってもまた酒を用いて醴を行って、つまり（そのままその旧俗に）因って行うのであって、必ずしも（礼を）改めないのだ。だから鄭玄は士冠礼に注記して、「『もし醴するのでなければ』とは、国に行うにふさわしい旧俗があったならば、聖人はそれを用いて改めない」というが、それがこれだ。「醴」とは「醴尽する（つきる）」の意味である。だから、鄭玄が士冠礼に注記して「（一度）酌み交わして（それ以上）応酬しないのを、醴と言う」というが、それがこれだ。

【疏】（三葉裏八行）云庶子冠於房戶外、又因醴焉者、皆士冠禮文也。但此記之作、是記儀禮士冠禮之事。士禮故三加也。若大夫亦同。士冠禮云、無大夫冠禮。古者五十而后爵、何大夫冠禮之有。是大夫雖冠、用士禮。若諸侯則有冠禮。故左傳云、公冠用裸享之禮行之、金石之樂節之。其加則四加、而有玄冕也。故大戴禮公冠四加也。諸侯尚四加、則天子亦當五加袞冕也。

〔書き下し文〕

「庶子、房戸の外に冠し、又た因りて醴す」と云ふは、皆士冠礼の文なり①。但此の記の作れるは、是れ『儀礼』士冠礼の事に記す。士礼なるが故に三加す。大夫の若きも亦た同じ。士冠礼に云ふ、「大夫の冠礼無し。古者五十にして后に爵す、何の大夫の冠礼か之れ有らん」と②。是れ大夫冠すと雖も、士礼を用ふ。諸侯の若きは則ち

冠礼有り。故に『左伝』に云ふ、「公の冠には裸享の礼を用て之を行ひ、金石の樂もて之を節す」と③。其の加は則ち四加にして、玄冕有り。故に『大戴礼』に「公冠は四加す」と④。諸侯すら尚ほ四加すれば、則ち天子も亦た当に五加して袞冕あるべし⑤。

①『儀礼』士冠礼 3.9b 「若庶子、則冠于房外南面、遂醮焉。」

②『儀礼』士冠記 3.13a 「無大夫冠禮、而其昏禮。古者五十而后爵、何大夫冠禮之有。」

③『春秋左氏伝』襄公九年伝 30.31b に「君冠必以用裸享之禮行之、以金石之樂節之、以先君之祧處之」とあり、その注 310c に「裸謂灌鬯酒也。享、祭先君也」とある。ここでの「君」は魯の襄公。

④『大戴礼記』公冠（もと公符、戴震校に従い改める）に「公冠四加玄冕」とある。こと重複するものとして、王樹楠『校正孔氏大戴礼記補注』は『說苑』脩文篇「公冠：公始加玄端與皮弁、皆必朝服、玄冕四加」および『孔子家語』冠頌篇「公冠四加玄冕祭」を引く。「四加」について孔広森『大戴礼記補注』は「四加者、始加緇布冠玄端服、再加皮弁、三加冠弁、與玄冕爲四」とするが、孫詒讓『大戴礼記補注』は「冠弁」は「皮弁」より等級が下るとして、『儀礼』士冠礼疏 1.29b 「故大戴禮公冠篇云、公冠四加者、緇布、皮弁、爵弁、後加玄冕」を是とする。「四加」（および「五加」）についてはまた池田末利訳『儀礼I』（東海大学出版会、一九七三年、以下「池田訳注」と略す）の四十八頁注2参照。

⑤『儀礼』士冠礼賈疏 1.29 もまた「天子亦四加、後當加袞冕

矣」として、公冠四加に「袞冕」を加えた「五加」とする。

〔現代語訳〕

「庶子は、房戸の外で冠し、さらにまたそれにしたがって醮する」というのは、みな士冠礼の文である。ただ、この（冠義の）記が作られたのは、『儀礼』士冠礼の事に記（注解）を付けたのだ。士の礼だから「三加」なのだ。大夫の場合もまた同じ。（だから）士冠礼に、「大夫用の冠礼というのは無いのだ。昔は五十になってから（大夫等の）爵位を与えられたのだから、どうして大夫用の冠礼があるのか」と言うのだ。これは大夫は冠礼を行うが、（その際には）士礼を用いるということだ。諸侯については（諸侯用の）冠礼がある。だから、『左伝』に「公が冠するには、裸享の礼（におい酒を灌いで先君を祭る礼）によってそれを行い、金石の音楽で（儀式の進行を）節目付ける」と言うのだ。その冠を加える回数「四加」で、「三加」に加えて）玄冕があるのだ。だから『大戴礼』に「公の冠は四加する」とあるのだ。諸侯が「四加」であるから、天子もまた（さらに回数を増やして）「五加」であって（「四加」に加えて）袞冕があるはずだ。

【経】已冠而字之、成人之道也。

〔書き下し文〕

已に冠して之に字するは、人と成るの道なり①。

①『儀礼』士冠記 3.12a では「冠而字之、敬其名也」とある（『礼記』郊特牲 26-15b 同）。

〔現代語訳〕

すでに冠し終わってから字（あざな）を付けるのは、成人となる道筋なのだ。

【注】字所以相尊也。

〔書き下し文〕

字は相ひ尊ぶ所以なり。

〔現代語訳〕

字（あざな）はそれを用いることによって相互に尊ぶものだ。

【疏】（三葉裏一行）已冠而字之者、此明冠畢加字、見母父兄弟、及見君之節、以其成人而見人也。未冠之前、則以①名別之。既冠之後、又改以字。且人二十有爲父之道、不可復言其名。故冠而加字之、成人之道也。

①底本は「以其」に作る。『宋本校記』の足利本・景潘本に従って改める。

〔書き下し文〕

「已に冠して之に字す」とは、此れ冠し畢りて字を加へ、母父兄弟に見え、及び君に見ゆるの節に、其の人と成るを以て人に見ゆるを明らかにするなり。未だ冠せざるの前は、則ち名を以て之を別つ。

既に冠するの後は、又改めて字を以てす。且つ人二十にして父為るの道有り、復た其の名を言ふべからず①。故に冠して加えて之に字するは、人と成るの道なり。

①このこと類似した議論は、『礼記』檀弓上「幼名冠字」疏「冠字者、人年二十有爲人父之道、朋友等類、不可復呼其

名、故冠而加字」とある。「二十有爲（人）父之道」は『孔子家語』本命解「男子二十而冠、有爲人父之端」に依るか。

〔現代語訳〕

「すでに冠し終わってから字を付ける」というのは、これは冠し終わってから字を付けて、（その後）父母兄弟と面会し、さらに君主と面会する儀節に際して、その（すでに）成人した姿で人と面会する、ということを明らかにしたものだ。まだ冠する前は、その本名で（他人と）区別して呼ぶ。すでに冠した後は、さらに改めて字によって（区別）する。かつ、人は二十になれば父となる道理があるから、（その子は父を）さらにその名で呼ぶことはできないのだ。だから冠してこれに字を加えるというのは、成人となる道筋なのである。

【經】見於母、母拜之。見於兄弟、兄弟拜之。成人而與爲禮也。

〔書き下し文〕

母に見えて①、母之に拜す。兄弟に見えて、兄弟之に拜す②。人と成りて与に礼を為すなり③。

①『儀礼』土冠礼では「冠者」見于母「2-13b」は「賓字之（冠者）」2-13aの前に位置している。この次序について胡培翬『儀礼正義』卷一は「記文隨舉爲義、其實次序當以此經（＝儀禮）爲正」と言う。

②『儀礼』土冠礼2-13bに「冠者…北面見于母。母拜受」とあり、同2-14bに「冠者見於兄弟、兄弟再拜」とある。

③『初学記』卷十四「冠」の引用では「以其成人而與爲禮」

に作り、これを鄭注としているが、誤りであろう。

〔現代語訳〕

母に面会して、母はこれに拝する。兄弟に面会して、兄弟はこれに拝する。(これは)成人となつて(彼らと)ともに礼を行うということだ。

【疏】(三葉裏二行) ○見於母、母拜之、故不拜也。今唐禮母見子、但起立不拜也。案儀禮廟中冠子、以酒脯奠廟、訖、子持所奠酒脯、以見於母、母拜其酒脯、重從尊者處來、故拜之、非拜子也。

〔書き下し文〕

○「母に見えて、母之を拜す」は、故(もと)より拜せざるなり。今唐の礼、母子を見れば、但だ起立して拜せず。案ずるに『儀礼』廟中にて子に冠し、酒脯を以て廟に奠き、訖れば、子奠く所の酒脯を持して、以て母に見え、母其の酒脯に拜す①。尊者の処より來たるを重んず、故に之に拜す、子を拜するには非ざるなり。

①『儀礼』士冠礼2:136では「冠者奠解于薦東、降筵、北面坐取脯、……北面見于母。母拜受。子拜送。母又拜」とある。

母が子に拝する理由については、また池田訳注五四頁注4参照。

〔現代語訳〕

○「母に面会して、母がこれに拝する」とは、もとより(母が子に)拝するということではない。いま唐の礼では、母が子に会う場合、ただ起立するだけで拝しはしない。思うに、『儀礼』では、廟中で子を冠し、(その際に)酒脯を廟に置くが、(廟での冠礼が)終わ

れば、子はその置いた酒脯をもって、母に面会し、母はその酒脯に對して拝する。尊者のところからもたらされたものを重んずるから、それを拝するのであつて、子を拝するわけではない。

【經】玄冠玄端、奠摯於君、遂以摯見於鄉大夫鄉先生、以成人見也。
〔書き下し文〕

玄冠玄端して、摯を君に奠き、遂に摯を以て郷大夫・郷先生に見ゆるは①、成人を以て見ゆるなり。

①『儀礼』士冠礼2:136に「服玄冠玄端爵韠、奠摯見于君、遂以摯見於鄉大夫鄉先生」とある。この「郷大夫」を「卿大夫」に改める説があるが、池田訳注五九頁注2に従い「郷」字のままとする。

〔現代語訳〕

玄冠玄端を着けて、(君主に面会して)摯を君主のところに置き、ひきつづいて摯を取つて郷大夫・郷先生に面会するというのは、成人という立場で面会するのだ。

【注】郷先生、同郷老而致仕者。服玄冠玄端、異於朝也。

〔書き下し文〕

郷先生は、同郷の老ひて致仕せし者なり①。玄冠玄端を服するは、朝に異なればなり②。

①『儀礼』士冠礼注2:136は「郷先生、郷中老人、爲卿大夫致仕者」と言う。この「卿」字は上引池田訳注に従い「郷」字に解する。

②『儀礼』士冠礼注 2-15a6 も「易服不朝服者、非朝事也」と言う。

郷先生は、同郷の老年に達して退職した者のことだ。玄冠玄端を着るのは、朝廷（で君主に面会するの）とは異なるからだ。

〔現代語訳〕

【疏】（三葉裏四行）○玄冠玄端奠摯於君者、此玄冠玄端、則異

於朝服之衣。但玄端上士則玄裳、中士則黃裳、下士則雜裳。以其初成人、故著玄端、異於朝服也。若朝服則素裳。奠摯、奠之於君也。

○遂以摯見於郷大夫郷先生者、以摯、謂以雉也。故士相見禮、冬用雉、夏用脰。見於郷①大夫、謂在朝之郷①大夫也。郷先生、謂郷老而致仕也。

①校勘記は両「郷」字を「卿」字に改める劉台拱校を引くが、ここでは文字を改めない。上引池田訳注参照。

〔書き下し文〕

「玄冠玄端して、摯を君に奠く」とは、此の玄冠玄端は、則ち朝服の衣に異なれり。但玄端は上士は則ち玄裳、中士は則ち黄裳、下士は則ち雑裳①。其の初めて人と成るを以て、故に玄端を著くるに、朝服と異にするなり。朝服の若きは則ち素裳②。「摯を奠く」は、之を君に奠くなり。○「遂に摯を以て郷大夫・郷先生に見ゆ」とは、「摯を以てす」とは、雉を以てするを謂ふなり③。故に（『儀礼』）士相見礼 1-19 に、「冬は雉を用ひ、夏は脰を用ふ」と④。「郷大夫に見ゆ」とは、在朝の郷大夫を謂ふなり。「郷先生」は、郷の老ひて致仕せしを謂ふなり。

①『儀礼』士冠礼 2-3b 「玄端玄裳、黄裳雜裳可也」の注 3b7 に「玄端、即朝服之衣、易其裳耳。上士玄裳、中士黄裳、下士則雜裳。雜裳者、前玄後黄」とある。

②『儀礼』士冠礼注 1-16 に「朝服者、十五升布衣而素裳」とある。

③『儀礼』士冠礼注 2-15a6 も「摯、雉也」と言う。

④その注 1b7 に「雉必用死者、其不可生服也。夏用脰、備腐臭也」とあり、その疏 2a8 「冬時雖死、形體不異、故存本名、稱曰雉。夏爲乾脰、形體異、故變名、稱曰脰」とあるように、「脰」もまた雉である。

〔現代語訳〕

「玄冠玄端を着けて、摯を君のところに置く」とあるが、この「玄冠玄端」は（朝廷で用いる）朝服の衣装とは異なっている。ただ（ここの）玄端は上士の場合は玄裳（黒い裳）、中士の場合は黄裳、下士の場合は（前が黒で後が黄の）雑裳（を着けるもの）である。初めて成人となるので、玄端を着るにしても、朝服とは異なるようにするので。朝服の場合は素裳（白い裳）を着ける。「摯を置く」とは、これを君のところに置くということだ。○「ひきつづいて摯を取って郷大夫・郷先生に面会する」というのは、「摯を取って」とは、雉を取ってということだ。だから士相見礼に、「冬は雉を取り、夏は脰を取る」とある。「郷大夫に面会する」とは、現職の郷大夫（に面会すること）を言うのだ。「郷先生」とは、郷中の老年に達して退職した郷大夫のことだ。

【經】成人之者、將責成人禮焉也。責成人禮焉者、將責爲人子、爲人弟、爲人臣、爲人少者之禮行焉。將責四者之行於人、其禮可不重與。

〔書き下し文〕

之を成人とすとは、將に成人の礼を責めんとするなり。成人の礼を責むとは、將に人の子爲り、人の弟爲り、人の臣爲り、人の少爲る者の礼を責めて行はしめんとするなり。將に四者の行を人に責めんとすれば、其の礼重んぜざるべけんや。

〔現代語訳〕

これを成人とすとは、これから成人の礼を（行うことを）責め求めるとのことだ。成人の礼を責め求めるとは、これから人の子としての、人の弟としての、人の臣としての、人の年少者としての礼を責めて行わせるということだ。これからこの四つの行いを人に責め求めるのであれば、その礼を重んじないわけにはいかないであろう。

【注】言責人以大禮者、己①接之不可以苟。

①『台湾本』は「己」に作るが、『北京本』が「己」に作るのに従う。

〔書き下し文〕

人に責むるに大礼を以てすれば、己之に接するに以て苟（かりそめ）にすべからざるを言ふ。

〔現代語訳〕

他人に大きな礼を責め求めるのであれば、自分がその人と接するの

にいい加減であつてはならないということだ。

【經】故孝弟忠順之行立、而后可以爲人。可以爲人、而后可以治人也。故聖王重禮。故曰、冠者禮之始也、嘉事之重者也。是故古者重冠。重冠、故行之於廟。行之於廟者、所以尊重事。尊重事、而不敢擅重事。不敢擅重事、所以自卑而尊先祖也。

〔書き下し文〕

故より孝弟忠順の行ひ立ちて、而る后に以て人爲るべし。以て人爲るべくして、而る后に以て人を治むべし。故に聖王礼を重んず。故に曰く、冠とは礼の始めなり、嘉事の重き者なりと。是の故に古者冠を重んず。冠を重んず、故に之を廟に行ふ。之を廟に行ふは、重事を尊ぶ所以なり。重事を尊んで、敢て重事を擅にせず。敢て重事を擅にせざるは、自ら卑くして先祖を尊ぶ所以なり。

〔現代語訳〕

もとより（子としての）孝、（弟としての）弟、（臣としての）忠、（年少者としての）順の行いができるようになって、その後（一人前の）人となることができるのだ。（一人前の）人となることができ、その後他人を治めることができるようになるのだ。だから聖王は礼を重んじるのだ。だから言うのだ、「冠礼は礼の始めであつて、嘉礼の中の重要なものなのだ」と。だから古は冠礼を重んじた。冠礼を重んじたから、これを廟で行ったのだ。これを廟で行うというのは、その事を尊重せんがためである。その事を尊重すれば、重大事をほしいままに行つたりはしなくなる。重大事をほしいままに行わないのであれば、自らを卑（ひく）くして祖先を尊ぶと

いうことになるのだ。

【注】嘉事、嘉禮也。宗伯掌五禮、有吉禮、有凶禮、有賓禮、有軍禮、有嘉禮、而冠屬嘉禮。周禮曰、以昏冠之禮、親成男女也。

〔書き下し文〕

嘉事は、嘉礼なり。宗伯五礼を掌るに、吉礼有り、凶礼有り、賓礼有り、軍礼有り、嘉礼有りて①、冠は嘉礼に属す。『周礼』（大宗伯）18-16aに曰く、「昏冠の礼を以て、男女を親成す」と②。

①『周礼』春官序官17-1aに「乃立春官宗伯、使帥其属而掌邦礼」とあり、その鄭注1a7に「禮謂曲禮五、吉、凶、賓、軍、嘉」とある。この鄭注での「曲禮」は『儀礼』のこと（疏1b9参照）。「吉禮」等は大宗伯にも18-1b「以吉禮事邦國之鬼神示」、10b「以凶禮哀邦國之憂」、12a「以賓禮親邦國」、14b「以軍禮同邦國」、15b「以嘉禮親萬民」と見えている。その「嘉禮」への注15a2に「嘉、善也。所以因人心所善者而爲之制」とある。

②その注16a6に「親其恩、成其性」とある。

〔現代語訳〕

「嘉事」は、嘉礼である。（春官）宗伯が五礼を主管するのに、吉礼、凶礼、賓礼、軍礼、嘉礼があつて、冠礼は嘉礼に属する。『周礼』に言う、「婚礼、冠礼によって、男女を親しませ（その性を）完成する」と。

【疏】（三葉裏六行）

○成人之者、此明加冠成人之義。必成人者、

將責成人禮焉。冠責以成人之事、若成人事立、可以治人也。是冠者爲治之本、故先王重之、行之於廟。士行之於禰廟、故士冠禮注、廟謂禰廟。既在禰廟、此云尊先祖者、尊禰即尊先祖之義、且下士祖禰共廟。其諸侯則冠於太祖之廟。故左傳云、先君之祧以處之。聘禮不腆先君之祧。鄭注以爲始祖之廟、則天子當冠於始祖廟也。服虔注左傳先君之祧處之、以爲曾祖廟者、以左傳魯襄公冠於衛成公之廟、衛成公則當今衛君獻公曾祖、服虔望時解之、故以祧爲曾祖。非鄭義也。

〔書き下し文〕

「之を成人とす」とは、此れ冠を加へて人と成すの義を明らかにす。必ず人と成さば、將に成人の礼を責めんとす。冠もて責むるに成人の事を以てし、若し成人の事立たば、以て人を治むべし。是れ冠とは治を爲すの本、故に先王之を重んじて、之を廟に行ふなり。士は之を禰廟に行ふ、故に士冠礼注1-3b1に、「廟は禰廟を謂ふ」と①。既に禰廟に在りて、此に「先祖を尊ぶ」と云ふは、禰を尊ぶは即ち先祖を尊ぶの義、且つ下士は祖禰廟を共にすればなり②。其の諸侯は則ち太祖の廟に冠す。故に『左伝』（襄公九年伝）30-2aに云ふ、「先君の祧以て之に処る」と③。〔儀礼〕聘礼20-2aに云ふ、「不腆なる先君の祧」と。鄭注以て始祖の廟と爲さば、則ち天子当に始祖の廟に冠すべきなり④。服虔『左伝』の「先君の祧之に処る」に注して、以て曾祖の廟と爲すは、『左伝』魯の襄公、衛の成公の廟に冠し、衛の成公は則ち今の衛君献公の曾祖に当たるを以て、服虔時を望みて之を解す⑤、故に祧を以て曾祖と爲す。鄭義に非ず。

①この疏30-9では「案昏禮行事皆直云廟、記云、凡行事受諸禰廟。此經亦直云廟、故知亦於禰廟也。然儀禮之内、單言廟

者、皆是禰廟。若非禰廟、則以廟名別之」と言う（「記」は昏礼記 6.3a 「凡行事、必用昏听、受諸禰廟。」）

② 『儀礼』既夕礼注 38.1b9 に「下士祖禰共廟」とある。

③ その注 32a1 に「諸侯以始祖之廟爲祧」とある。

④ 『儀礼』聘礼のこの部分の注 2a3 に「腆猶善也。遷主所在曰祧。周禮、天子七廟、文武爲祧。諸侯五廟、則祧始祖也、是亦廟也」とある。ただし、ここで鄭玄が「祧」を「始祖の廟」としているのは、あくまで諸侯についてであるから、これを根拠に下文で天子の冠礼の場所を論じていくのはおかしい。なお、『儀礼』喪服伝 30.13 に「諸侯及其大祖、天子及其始祖之所自出」とあり、その注 13a10 に「大祖、始封之君。始祖者、感神靈而生、若稷契也」とあって、鄭玄は諸侯における大祖（＝太祖＝始めて封ぜられた始祖）と、天子における始祖（感生帝としての始祖）とを区別している。

⑤ 『春秋左氏伝』襄公九年伝 30.22b に「公還、及衛、冠于成公之廟」とあり、その注 32b3 に「成公、今衛獻公之曾祖」とある。また服虔注はこの疏 32b3 に「服虔以成公是衛之曾、即云祧謂曾祖之廟也」と見えている。

〔現代語訳〕

「これを成人とする」（以下）は、これは冠を加えて成人とするという意味を明らかにしたものだ。成人とした以上、成人としての礼を（行うことを）責め求めようとするものだ。冠して（後に）成人としての事を責め求め、もし（その）成人としての事が実行されるならば、（その次に）人を治めることができるのだ。これが、冠礼

が為政の根本であるということであり、だから先王はこれを重んじて、廟で冠礼を行うようにしたので。士は冠礼を禰廟で行う。だから士冠礼注に、「廟は禰廟を言う」とあるのだ。禰廟で行うのでありながら、ここで「先祖を尊ぶ」と言っているのは、禰（父）を尊ぶというのは即ち先祖を尊ぶという意味だからであり、なおかつ下士は（廟が一つで）祖先も父も廟を共にしているからだ。諸侯の場合は太祖の廟で冠礼を行う。だから『左伝』に、「（国君の冠礼に際しては）先君の祧（始祖＝太祖の廟）で行う」とある。（『儀礼』聘礼にも「粗末なる先君の祧」とあって、その鄭注は（祧を）始祖の廟であるとしているから、天子の場合は（感生帝としての）始祖の廟で冠礼を行うのであろう。服虔は『左伝』「先君の祧で行う」に注して、「（祧）を）曾祖の廟であるとしているのは、『左伝』では魯の襄公が、衛の成公の廟で冠しており、衛の成公は、すなわち当時の衛君である献公の曾祖に当たるからということで、服虔はその世代を教えて解釈を下したので。だから「祧」を曾祖（の廟）としているが、これは鄭玄の解釈とは違う（ゆえに誤りである）。

（付記）本稿は科学研究費助成事業（課題番号 26370044）による成果の一部である。